平成12年(ワ)第6125号 実用新案権侵害差止等請求事件 (口頭弁論終結の日 平成13年7月10日)

判 決

株式会社多賀製作所 訴訟代理人弁護士 橋 敬一郎 高 補佐人弁理士 \blacksquare

日特エンジニアリング株式会社 被

整 訴訟代理人弁護士 \blacksquare 倉 後 政 喜 補佐人弁理士 藤 松 田 嘉 夫 同 井文 同 正

原告の請求を棄却する。 1

訴訟費用は原告の負担とする。 2 事実及び理由

第1 原告の請求

被告は,別紙第1物件目録記載の自動巻線処理装置の製造,販売,貸与,使 用及び販売・貸与の申し出を行ってはならない。

被告は、自ら占有する前項記載の自動巻線処理装置を廃棄せよ。

3 被告は、原告に対し、金7345万円及びこれに対する平成12年4月5日 (訴状送達の日の翌日)から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

事案の概要 第2

本件は,自動巻線処理装置の実用新案権を有する原告が,被告に対し, 第1物件目録記載の装置(以下「被告装置」という。)は原告の上記実用新案権の 技術的範囲に属しており、被告装置の製造・販売等は同実用新案権を侵害すると主 張して、同実用新案権に基づき、前記第1記載のとおりの裁判を求めている事案で ある。

争いのない事実等

原告は、各種巻線機及び電気器具の製造・販売等を目的とする株式会社で 被告は、自動機及び同部品の製造・販売等を目的とする株式会社である。

(2) 原告は、下記の実用新案権(以下「本件実用新案権」という。)を有して いる。

記

第1985611号 登録番号 考案の名称 自動巻線処理装置 出願日 昭和62年8月31日 広告日 平成 4 年12月14日 平成5年9月24日 登録日

- 本件実用新案権の願書に添付した明細書(以下「本件明細書」という。本 判決末尾添付の実用新案公報(以下「本件公報」という。)を参照)の実用新案登 録請求の範囲の記載は,次のとおりである(以下,この考案を「本件考案」とい う。)。
- 「キャリアにボビンを自動装填する自動装填ユニットと、ボビンに巻線を施す自動巻線ユニットと、ボビンに巻線が施されたコイルにテーピングや絶縁チェ ック、更にコイル搬出等を行う複数の処理ユニットと、キャリアを受け渡すために ニットに設けたコンベアとを備え、前記各ユニットは着脱自在に配設され、各 コンベアはキャリアを授受できるように各ユニット間に於いてその高さを揃えたこ とを特徴とする自動巻線処理装置。
- (4) 本件考案の構成要件を分説すると、次のとおりである(以下、分説した各 構成要件をその符号に従い「構成要件A①」のように表記する。)。
- A① キャリアにボビンを自動装填する自動装填ユニットと, ② ボビンに巻線を施す自動巻線ユニットと, ③ ボビンに巻線が施されたコイルにテーピングや絶縁チェック, 更にコ イル搬出等を行う複数の処理ユニットと、
 - ④ キャリアを受け渡すために各ユニットに設けたコンベアとを備え、
 - **B**(1) 前記各ユニットは着脱自在に配設され、
 - 各コンベアはキャリアを授受できるように各ユニット間においてその

高さを揃えたこと

C を特徴とする自動巻線処理装置。

(5) 本件考案においては、キャリアを授受できるように各コンベアの高さを揃えた上で、複数の処理ユニットを着脱自在に配設し、まず、キャリアにボビンを自動装填してコンベアで送り出し、ボビンに巻線を施した後、さらに、コンベアで処理ユニットに送り出す。複数のうちの1つの処理ユニットで、巻線が巻かれたボビンに必要な処理を施した上、コンベアがキャリアを他の処理ユニットに送り出し、そこでまた別の処理が施される。

以上のような作用の結果、製作すべきコイルの種類に応じて、必要とする 処理ユニットのみを入れ替え、あるいは補充し、かつ、キャリアの移動範囲に制限 されることなく自由に処理ユニットを連結しうる自動巻線処理装置を提供すること ができる。

- (6) 被告は、被告装置を製造・販売しているところ、同装置は、本件考案の技術的範囲に属する。
- (7) 被告は、本件考案の実用新案登録出願(昭和62年8月31日)に先だって、遅くとも昭和62年4月ころまでに、別紙第2物件目録記載の自動巻線処理装置(以下「被告先行装置」という。)を製造し、訴外松下電工株式会社瀬戸工場に納入した。

2 争点

(1) 先使用の抗弁の成否

被告先行装置が本件考案の技術的範囲に属しており、同装置を実施したことにより、被告が本件考案につき通常実施権(実用新案法26条、特許法79条)を有するか。

(2) 実用新案登録無効の抗弁の成否

被告が被告先行装置を製造し、松下電工に販売したことにより、本件考案に、公知(実用新案法3条1項1号)又は公然実施(同項2号)による明白な無効理由が存することになり、同考案に基づく権利行使は、権利の濫用に当たり許されないこととなるか。

(3) 原告の損害額

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1) (先使用の抗弁の成否) について

(原告の主張)

ア 別紙第2物件目録第1図においては、キャリアにボビンを装填する2機のパーツフィーダー1、2が図示されているところ、これらは、巻線機6から延長されたコンベア9に一体に組み付けされており、単独で入れ替え又は補充できるようなユニットとして構成されていない。したがって、被告先行装置には、「キャリアにボビンを自動装填する自動装填ユニット」が存在しておらず、構成要件A①を充足しない。

イ 前記アで述べたとおり、被告先行装置においては、前工程となるべきパーツフィーダー1、2を一体に組み込んで巻線機部分が構成されているため、本件考案にいう「自動巻線ユニット」も、それ自体が独立した形で存在していない。したがって、被告先行装置は、構成要件A②を充足しない。

ウ 被告先行装置においては、フラックス装置14、半田装置15、レアショート検査装置16、排出装置18及び排出コンベア19が1つのコンベア9に沿って一体に組み付けされており、半田装置が独立したユニットとして構成されていない。したがって、被告先行装置が、「テーピングや絶縁チェック、更にコイル搬出等を行う複数の処理ユニット」(構成要件A③)を備えているとはいえない。

エ 被告先行装置においては、前記アのとおり、パーツフィーダーと巻線機が同じコンベアを共有して一体化しており、また、前記ウのとおり、フラックス装置、半田装置、レアーショート装置、排出装置及び排出コンベアが同じコンベアを共有して一体化している。

共有して一体化している。 したがって、被告先行装置は、各ユニット毎にコンベアを備えておらず、「各ユニットに設けたコンベア」(構成要件A④)があるとはいえないし、また、各ユニットがそれぞれ独立して構成されていないから、「各ユニットは着脱自在に配設され」(同B②)ているともいえない。

オー以上のとおり、被告先行装置は、本件考案の構成要件を充足しておらず、その技術的範囲に属するものではない。したがって、被告の先使用の抗弁には 理由がない。 (被告の主張)

ア 原告は、「キャリアを受け渡すために各ユニットに設けたコンベアとを備え」(構成要件A④)との文言を根拠に、本件考案の実用新案登録請求の範囲の解釈として、各ユニットにはそれぞれ別個のコンベアが備わっていなければならないと主張し、これを前提に前記ア~エの主張をする。

しかしながら、本件明細書の「考案の詳細な説明」欄には、「プラテン3は、送りコンベア6に載置されて搬送されるようになっている。送りコンベア6は、第2図に示す如く、自動装填ユニット1の機体7の上部に有し、機体7の両端にそれぞれ配設したローラに無端ベルト8を掛回させたもので・・・・」(本件公報3欄36行以下)、あるいは、「自動装填ユニット1の上記送り出しコンベア6の搬出端側に近い個所には、自動巻線ユニット28を配設する。」(同公報4欄33行以下)との各記載があり、本件実用新案権の願書に添付した図面(同公報の第1図及び第2図)に照らすと、これら記載にかかる実施例(以下「実施例1」という。)においては、自動装填ユニット1と自動巻線ユニット28に共通の送りコンベア6が備えられていることが認められる。

すなわち、原告自身が記載した実施例に、被告先行装置と同じく、自動 装填ユニットと自動巻線ユニットが同一のコンベアを共有する例が掲げられている のである。

もとより、実施例とは、考案の構成が実際上どのように具体化されるかを示すものであり、当然に考案の技術的範囲に含まれるべきものであるから、被告 先行装置が本件考案の技術的範囲に含まれることは明らかであって、原告の前記主 張は、権利の範囲の解釈を誤ったものというほかない。

イ 原告は、本件考案の実用新案登録請求の範囲の記載の文理解釈として、 構成要件A④の「各ユニット」には、同①の「自動装填ユニット」及び同②の「自動巻線ユニット」も、当然に含まれるものである旨主張する。

しかしながら、本件明細書の「考案の詳細な説明」欄には、「そこで、本考案は、・・・製作すべきコイルの種類に応じて装置の必要とする処理ユニットを連結し得る自動巻線処理装置を提供とするものである。」(本件公報2欄25行以下)との記載、及び、「ユニットを連結したの記載をといる。」(本件公報2欄25行以下)との記載を表するに生産する。が、では、前記したように生産する。従って、機種の変更に応じての処理ユニットを連続したようによび、共通ユニットがりを表し、変更を要するユニットだけを交換すれば直さら、共通ユニットがり換えると、大幅にの記載がある。」(同12欄30行以下)との記載がある。その表を自由に入れ、「処理ユニット」のみを自由に入れ、の別果がある。」(同12欄30行以下)との記載がある。その時の間である。の情成要は補充し、自由自在に連結できるようにしたことが明記されている。

そうすると、構成要件A④の「各ユニット」は、その直前の同③における「複数の処理ユニット」のことを指しており、同①の「自動装填ユニット」及び同②の「自動巻線ユニット」は「各ユニット」の中に含まれないものと解釈することができる。また、このように解することにより、前記実施例1の構成を、本件考案の技術的内容に含まれるものとして自然に理解できる。

ウ 原告は、本件考案における「ユニット」とは、それぞれ独立した構成を有するユニットであるとの理解を前提に、被告先行装置においては、フラックス装置14、半田装置15、レアショート検査装置16と排出装置18及び排出コンベア19とが1つのコンベア9に沿って一体に組み付けされており、それぞれが独立したユニットとして構成されていない旨主張する。

しかしながら、コンベアを備えたユニットがどのような装置を備えてユニットとして構成されるべきかは、本件考案の実用新案登録請求の範囲の記載によって明示されているわけではなく、原告のように、例えば、半田ユニットがそれ自体他の装置から独立して存在しなければならないと解釈すべき必然性はない。

本件考案は、前記イのとおり、それぞれコンベアを備えた複数の処理ユニットを自由に入れ換え、連結することにより所期の効果を達成できるところ、これを被告先行装置についてみれば、テーピング機12との関係において、半田装置15等を備えたユニットが自由に入れ換わり、連結できる構成を採っている。上記のとおり、被告先行装置は、本件考案と同様の効果を奏することができるものであって、同考案の技術的範囲に属するということができる。

したがって、被告は、先使用による通常実施権(実用新案法26条において準用する特許法79条)を有する。

(2) 争点(2) (実用新案登録無効の抗弁) について

(原告の主張)

前記第2の3(1)で述べたとおり、被告先行装置は本件考案の構成要件を充足しておらず、同考案とは別個の技術に基づくものというほかないから、被告が被告先行装置を実施したことにより、本件考案がその出願前に公然知られた、あるいは、公然実施されたということにはならない。したがって、本件考案の実用新案登録の無効を理由とする権利濫用の抗弁は、失当である。

(被告の主張)

前記第2の3(1)で述べたとおり、被告先行装置は、本件考案の技術的範囲に属するものであり、被告が同装置を実施した(前記第2の1(7))ことにより、本件考案には公知(実用新案法3条1項1号)又は公然実施(同項2号)による明白な無効理由が存する。したがって、同考案に基づく原告の権利行使は、権利の濫用に当たり、許されない。

(3) 争点(3) (原告の損害額) について

(原告の主張)

被告は、平成元年12月ころから平成12年2月29日までの間に、国内において、被告装置を少なくとも510台製造販売しており、その販売高は金186億5400万円を下らない。被告は、この販売により販売高の20%に相当する金37億3080万円の利益を得たから、実用新案法29条2項により、原告の損害は同額と推定されるところ、本件訴訟においては、その一部である金7345万円を請求する。

(被告の主張)

原告主張の損害額については、これを争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (先使用の抗弁の成否) について

- (1) 本件において、被告は、被告先行装置が本件考案の技術的範囲に属するとして、先使用による通常実施権を主張しているところ、原告は、被告先行装置においては、ボビン供給装置と巻線装置に共用で1つのコンベアが備えられており、また、半田処理等を行う装置と排出装置に共用で1つのコンベアが備えられているから、被告先行装置は本件考案の技術的範囲に属しないと主張して、これを争っている。そこで、以下、この点につき検討する。
- (2) 本件明細書における実用新案登録請求の範囲の記載は、前記のとおり、「キャリアにボビンを自動装填する自動装填ユニットと、ボビンに巻線を施すり、自動装填する自動装填ユニットと、ボビンに巻線を施り、一定の一般では、ボビンに巻線が施された。これが、「キャリアを受け渡されたと、キャリアを受け渡され、各コンベル搬出等を行う複数の処理ユニットは着脱自在の高された。ことを備え、自動巻線と置い、1コンベアをより、この記載によれることを開えたものである。これば、本件②ユニットはキャリアを授受できるようにいうものである。これば、本件②ユニットがお明らかであるが、コンベアを備えた自動巻にであるが、コンベアを備えた自動をにであるが、コンベアを備えるもの作業にの別のといること、③各のルーとを揃えたの別のといるに、が、が明らかであるが、コイルに施す複数のユニットを揃えるものの作業でといること、③各のルーとを揃えるものに、の作業では、それぞれに独自のコンベアを備える自動を線装置とが、それぞれに独自の別個の単体とし、本れぞれに独自の別のがでない。

そこで、本件明細書の「考案の詳細な説明」欄の記載を見ると、「考案が解決しようとする問題点」として、「この種のコイルは、使用目的や使用条件などにより数多くの種類があり、種類に応じて製作工程が異なり、このため製作するではイルの種類によって処理装置も異なる場合が多く、製作すべきコイルの種類によって処理装置も異なる場合が多く、製作すべきコイルの種類によって処理装置を入れ変な労力が強いられるばかりか、入本之に、といった問題があった。そこで、本考案は、上記事情に鑑み、製作すべき、ルの種類に応じて装置の必要とする処理ユニットのみを入れ変え、又補充し、しまで、「本考案に係る自動巻線処理装置を提供せんとするものである。」(本件公司欄16行~3欄3行)との記載があり、「考案の効果」として、「本考案に係る自

動巻線処理装置によれば、製作すべきコイルの種類に応じて装置の必要とする処理ユニットのみを自由に入れ換え、又補充でき、しかもボビンが装着されたキャリアの移動範囲に制限されることなく、自由自在に処理ユニットを連結し得て、使用上頗る便利である。本考案によれば、前記したように生産するコイルの機種の変更に応じて個別のユニットを任意に入れ換えることができる。従って、機種の相違によって各部の形状や寸法の異なるコイルを、生産機種の切換時に他のラインを用いることなく、共通ユニットを残し、変更を要するユニットだけを交換すれば直ちに生産ラインが切り換えられ、このため装置やスペース或は労力を大幅に節減でき、コスト低減に顕著である経済的効果がある。」(本件公報12欄23行~39行)との記載がある。

そして、現に、本件明細書の「考案の詳細な説明」欄においては、本件考案の実施例として、「自動装填ユニット1の送り出しコンベア6の搬出端側に近い個所には、自動巻線ユニット28を配設」した(本件考案4欄33行~35行)自動巻線装置、すなわち、自動装填ユニットと自動巻線ユニットが連結され1個の共通のコンベアを備えた自動巻線装置が記載されているものである。この装置が上記のような構造であることは、本件実用新案権の願書に添付された上記実施例の図面(本件公報第1図)を見れば、更に明らかである。すなわち、この図では、パーツフィーダ2と自動挿入機4から成る自動装填ユニット1と、自動巻線ユニット28は、個別に独立して着脱自在ではなく、両者が一体として連結されており、1個の共通のコンベア6を備えている。

上記のような、本件考案の解決すべき課題及び本件考案の効果についての本件明細書の各記載並びに本件考案の実施例についての本件明細書及び願書に添付された図面の各記載を総合すれば、本件考案については、コイルに施す複数の操作について、個別の一つ一つの操作ごとにこれを行う装置をそれぞれ独立したもの指在の別個のユニットとしてそれぞれに独自のコンベアを備える構成としたものもちろん、全体を構成する複数の装置のうち一部の、異なる操作を行う複数の装置を連結して一体のものとし、これを着脱自在のユニットとして1個の共通のコンベアを備える構成としたものも、その技術的範囲に含まれるものと解するのが相当である。したがって、ボビンを自動装填する装置とボビンに巻線を施す自動巻線について、両者を連結して一体の着脱自在のユニットとし、1個の共通のコンベアを備える構成としたものであっても、本件考案の技術的範囲に属するものというべきである。

これを本件考案の構成要件に即していうと、A①~③の「ユニット」はいずれもコイルに対する1種類の作業に対応する装置をいうが、A④及びB①における「各ユニット」については、いずれも、「各ユニットが必ず単独で」ということまでを意味するものではなく、「各ユニットが、それぞれ単独で、あるいは隣接するユニットと共に(共通のコンベアを備えるか、あるいは一体として着脱自在となっている)」ということを意味しているものと解するのが相当である。

(3) 本件考案の構成要件についての前記のような解釈を前提に、被告先行装置の構成と本件考案の内容を対比すると、被告先行装置は、ボビンを供給するパーツフィーダー及び挿入装置を備えたボビン供給ユニットを有するから、「キャリアに

(4) そうすると、被告先行装置は、本件考案の技術的範囲に属するというべきであるところ、本件考案の実用新案登録出願前に被告先行装置を製造し、松下電工瀬戸工場に納入したことは当事者間に争いがないので、被告は、先使用技術的範囲の認定をさておくとしても、原告は、本件考案の出願に当たって願書のの範囲の認定をさておくとしても、原告は、本件考案の出願に当たって願書の「た明細書及び図面において、前記の実施例(本件公報第1図)を本件の「表案の人間である以上、その後の侵害訴訟において、これを翻し、禁反事的人間である。」をおいて、自己である。)。 (4) そうすると、 本件考案の共術的範囲のであるに、本件考案の出願に当たって、 本件考案の出願的のとは、禁反事的、 会別に照らし、許されないものというべきである(そのような行為は、実により、 会別に記載された実施例と同一の物を実用新案登録出願前から製造等してその表示を表示であるで、 会別に記載を信頼してその製造等を継続する利益を、不当に表示の行為は、 この抗弁を争うことは許されないというべきであり、 本件において原告が被告の先使用の抗弁は、この抗弁を争うことができる。)。

2 争点(2) (実用新案登録無効の抗弁の成否) について

前記のとおり、被告先行装置は、本件考案の技術的範囲に属するというべきであるところ、本件考案の実用新案登録出願前に、被告が被告先行装置を製造し、松下電工瀬戸工場に納入したことは当事者間に争いがないから、本件考案は、その実用新案登録前に公然実施されていたものであり、本件考案には、明白な無効事由(実用新案法37条1項2号、3条1項2号)が存するから、これに基づく請求は、権利の濫用として許されないというべきである。 3 結論

以上によれば、原告の請求は理由がない。 よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

 裁判長裁判官
 三
 村
 量
 一

 裁判官
 村
 越
 啓
 悦

 裁判官
 青
 木
 孝
 之

別紙第1物件目録

第一図 第二図 第三図 第四図 第五図 第六図 第七図 第八図

図面の説明

ア 第1図:被告先行装置を真上から見下ろした図。

第2図:被告先行装置を真横から見た図。

部品等の説明

/ pn 寻V 就奶			
1, 2	パーツフィーダー	23 24	余張用線クラップ装置 制御ボックス
3, 4 5	キャリア挿入 スプール台	2 4 25	制御パックス テーピング制御ボックス
6	き線機	20) レンノ 前脚パンノス
7	排線コンベア		
8	インデックス		
9	フリースローコンベア		
10	挿入排出装置		
11	巻線機制御ボックス		
12	テーピング		
13	テーピングピッカー		
14	フラックス装置		
15	半田装置		
16 17	レアーショート装置 不良排出シュート		
18	・ 排出ピッカー		
19	排出コンベアー		
20	下降リフター		
21	上昇リフター		
22	再挿入装置		
	•		

二 被告先行装置の構成の概要

- 1 パーツフィーダーに投入されたボビンを、コンベア上のキャリアに自動装填
- 置と、 4 テーピングされたコイルにフラックス処理を行うフラックス装置と、半田付け等の処理を行う半田装置と、レアショート検査を行う装置とを含んだ装置と、 5 半田付け処理された後のコイルが装填されたキャリアを、送り出す排出装置
- - ボビン供給装置と巻線装置には、共用で1つのコンベアが備えられており、 6
- テーピング装置には、単独で1つのコンベアが備えられており、 半田処理等を行う装置と排出装置には、共用で1つのコンベアが備えられて いるものであって,
- 前記各コンベアは、キャリアが授受できるようにコンベア間で高さが揃えら れている自動巻線処理装置。

第1図,第2図